

平成 30 年度 関係人口増加プロジェクト事業に係る企画提案募集要領

1 総則

平成30年度 関係人口増加プロジェクト事業に係る企画競争の実施については、この要領に定める。

2 事業概要

(1) 事業名

平成 30 年度 関係人口増加プロジェクト事業

(2) 事業の目的

東日本大震災の発災から7年が経過し、被災地において、今後は産業・生業の再生の観点から、事業の再開、販路の拡大とともに、人材を呼び込むという新たな課題に対処していくことが求められている。

また、地域外から人材を呼び込むとともに、外部からの人材の受入を契機に雇用管理や経営改善により、被災地企業自らの人材獲得力を向上させる事業の実施が求められている。

こうした状況の中、現在、外部からの人材確保対策の一環として、被災地への移住の促進に向けた事業や定住人口の増加を目的とした事業も多く実施されている。しかし、被災地に魅力を感じていても、被災地への移住を直ちに決断することは難しいと考えられる。

そこで、まずは、都市部に住む、被災地の復興に何らかの関心を持つ者と、課題解決や新規事業に取り組む被災地企業等との接点を持つ場を設けることにより、その後、被災地の課題解決や仕事を通じた関係性を保ちながら定期的に訪問する層（関係人口）の形成・増加を目指す。

(3) 事業内容

ア 都市部におけるワークショップ等の開催

被災地と関係を築くきっかけづくりとして、①有識者等による被災地の復興状況や魅力等についての講演、②被災地企業の経営者による具体的な取組や抱えている課題等の講演、③参加者による当該課題の解決や魅力などについての意見・提案を受けた被災地企業の経営者等との双方向のワークショップ等を行う。

イ 被災地ツアーの開催

被災地により強く関心をもってもらうため、首都圏に在住する者等を対象に、被災地において、U I J ターンの入りに積極的で、かつ先進的な取組を行っている企業や外部人材の力を借りたいと考えている企業を訪問し、直接、対話等を行う被災地ツアーを実施する。

ウ アンケート調査等の実施

ア及びイ参加者に対し、関係人口を増加させるために必要と思われる取組に関するアンケート及びヒアリングを実施し、その結果を分析の上、報告書に取りまとめる。

(4) 事業実施期間

本事業の実施期間は、契約締結日から平成 31 年 3 月 29 日までとする。

3 予算額

本事業の予算総額は、36,000 千円（消費税および地方消費税額を含む。）以内とする。

4 企画競争に参加する者に必要な資格及び企画提案内容に関する要件

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成 28・29・30 年度全省庁統一競争参加資格審査の「役務の提供等」において、「A」、「B」又は「C」等級に格付けされた者であること。
- (4) 復興庁における物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出すること。
- (6) 事業等の実施の方法等の事業の実施に関する計画が、事業の適確な実施のために適切なものであること。

5 企画競争説明会の開催

以下のとおり、企画競争に関する説明会を開催する。

- (1) 日時 平成30年12月6日（木）15時30分から
- (2) 場所 復興庁1046会議室(東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎 4 号館10階)

6 企画提案書の作成及び記載上の留意事項等

(1) 企画提案書の作成上の基本事項

企画提案書は、本事業における具体的な取組方法についての提案を求めるものである。企画提案書については「(別紙1) 企画提案書作成事項」に従って作成すること。

(2) 企画提案書の様式

様式1から様式3までとし、提案の内容について具体的かつ明確に記載するとともに、内容について詳細な説明資料がある場合には添付しても構わない。

※ 文字の大きさは12ポイント以上とする（注書き等については、10ポイント程度でも可とする。）。

(3) 企画提案書の無効

提出書類について、この書面及び様式1から様式3に示された条件に適合しない場合又は企画提案書に虚偽の記載をした場合には、無効とする。

7 審査に関する事項

(1) 企画提案会の開催

開催しない。

(2) 審査の実施

- ア 審査は、「(別紙2)平成30年度 関係人口増加プロジェクト事業に係る企画提案書の審査について」及び「(別紙3)平成30年度 関係人口増加プロジェクト事業に係る企画提案書審査基準及び採点表」に基づき、提出された企画提案書について行い、業務の目的に最も合致し、優秀な企画提案書を提出した1者を選定し、契約候補者とする。
- イ 審査結果は、平成30年12月中に企画提案書を提出した全者に通知する。

8 企画提案の手続等

(1) 企画提案書の提出期限等

- ア 企画提案書の提出期限
平成30年12月25日(火)12時まで
- イ 企画提案書の提出先
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎4号館10階
復興庁雇用促進班 齋藤、鈴木
電子メール kiyotaro.saito.x9n@cas.go.jp
takahiro.suzuki.w9h@cas.go.jp

(2) 企画提案書の提出方法

- (1) イあて、持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期限までに必着。)で8部(正本1部、写し7部)及び電子媒体(光ディスク(CD-R又はDVD-Rディスク)1部)を提出すること。
なお、電子媒体は、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint、pdf形式のいずれかとする。(これによりがたい場合は、申し出ること。)

9 本事業の内容についての質問

質問は、8(1)イあて、電子メールで行うこと。なお、質問の際は件名(題名)を必ず「平成30年度 関係人口増加プロジェクト事業」として、回答送付先の組織名、担当窓口の部署名、担当者の氏名、連絡先(電子メールアドレス)を明記すること。

【受付期間】

平成30年12月4日(火)10時から同年12月21日(金)17時まで

10 企画競争の無効

企画競争に必要な資格のない者の提出した企画提案書は無効とする。また、企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書は無効にする。

11 契約の締結

- (1) 企画競争の結果、契約候補者として選定されたとしても、会計法令に基づく契約手続の完了までは、復興庁と契約関係を生ずるものではない。
- (2) 選定された事業者は、選定通知後速やかに企画提案書の内容を反映した形で復興庁と仕様書案(別紙4)を基に仕様書の確定を行うものとする。

- (3) 支出負担行為担当官である復興庁会計担当参事官は、契約候補者から見積書を徴取し、予定価格の制限の範囲内であることを確認し、契約を締結する。

12 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書の作成、提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 1者あたり1件の企画提案書の提出を限度とし、複数の企画提案書を提出した場合は、提出した全ての企画提案書を無効とする。
- (4) 提出された企画提案書は、原則返却しないこととする。
- (5) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (6) 採用された企画提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。

受付番号 ※記載不要	
---------------	--

復興庁 へ

平成 30 年度 関係人口増加プロジェクト事業申請書

申請者	企業・団体名		
	代表者役職・氏名		印または署名
	所在地		
連絡担当窓口	氏名（ふりがな）		
	所属（部署名）		
	役職		
	電話番号 （代表・直通）		
	E-mail		

※コンソーシアム形式で申請する場合は、幹事法人を申請者とする。こと。

受付番号	
※記載不要	

平成 30 年度 関係人口増加プロジェクト事業企画提案書

1. 事業の実施方法
<p>* 募集要領の 2 - (3) 事業内容の項目ごとに、具体的な実施方法及び内容を記載してください。</p> <p>* 本事業の成果を高めるための具体的な提案を記載してください。</p>
2. 実施スケジュール
<p>* 事業の実施について月別に分かるようにすること。</p>
3. 事業実績
<p>* 類似事業の実績について記入すること。</p> <p>・ 事業名、事業概要、実施年度、発注者等（自主事業の場合はその旨）</p>
4. 実施体制
<p>* 実施責任者や実施者の略歴、各実施者の業務内容</p> <p>* 外注、再請負を予定しているのであればその内容</p>
5. 事業費総額（千円）
I 人件費
II 事業費
<p>①旅費（税抜額で計上）</p> <p>②会場費</p> <p>③謝金</p> <p>④借料及び損料</p> <p>⑤消耗品・資料購入費</p> <p>⑥外注費</p> <p>⑦広報費・資料作成費</p> <p>⑧補助職員人件費</p> <p>⑨その他諸経費</p>

* 支出内訳がわかるように記載すること。

Ⅲ 再請負費

Ⅳ 一般管理費（小数点以下切り捨て）

小計

Ⅴ 消費税及び地方消費税（小数点以下切り捨て）

総額 千円

（注）必要に応じ、参考資料を添付すること。

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて会計担当参事官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

平成 年 月 日

住所又は所在地

社名

代表者名 _____
※生年月日 年 月 日 _____
連絡先 _____

※ 個人の場合は生年月日を、法人の場合は代表者の生年月日を記載すること。